

産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第9号

産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
産業教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和33年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="219 480 309 512">附 則</p> <p data-bbox="181 555 456 587">（支給額の算定の特例）</p> <p data-bbox="141 592 1093 962">2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料又は公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号）<u>附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額又は公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第56号）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p data-bbox="1205 480 1294 512">附 則</p> <p data-bbox="1167 555 1442 587">（支給額の算定の特例）</p> <p data-bbox="1126 592 2078 802">2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第1条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>

附 則  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。